

差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え

西 牧 正 義

目次

- 1 問題の所在
- 2 判例
 - (1) 差押禁止債権が銀行口座に振り込まれて預金債権になった場合には差押禁止債権としての属性を承継しない。
 - (2) 差押禁止債権を原資とする預金債権について差押えを受けた差押禁止債権の受給者の保護
 - (3) 差し押さえられた預・貯金の原資が差押禁止債権であると識別可能な場合に当該差押えを違法であるとした判決
 - (4) 小括
- 3 学説
 - (1) 判例と同様の立場をとる見解
 - (2) 差押禁止債権が振り込みにより預金債権に転化しても差押禁止債権としての属性を承継するとする見解
 - (3) 差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えの問題を主として立法論で解決しようとする見解
- 4 考察
 - (1) 民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立ては、差押禁止債権を原資とする預金債権について差押えを受けた債務者の保護として十分か。
 - (2) 債権者が差押禁止債権を原資とする預金債権であることを認識して行う差押えの排除
- 5 結び

1 問題の所在

年金、給与、生活保護費などに係わる債権は受給者およびその家族の生活を根幹から支えている債権である。したがって法政策上、差し押さえることが禁止されている(国民年金法24条、厚生年金保険法41条、民事執行法152条、生活保護法58条など)。しかし、これらの差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると債務者(差押禁止債権の受給者)の一般財産として債権者による差押えが原則として可能になる¹⁾。差押禁止債権も預金口座に振り込まれれば、預金債権として区別がつかなくなり、差押禁止債権と他の一般財産としての預金債権とを判別することができないことから、差押禁止債権が預金口座に振り込まれることによって生じる預金債権は、原則として、差押禁止債権としての属性を承継しないということがその

1) 最高裁平成10年2月10日判決(金融法務事情1535号64頁, 金融商事判例1056号6頁)参照。

理由とされる。

一方で、差押禁止債権を原資とする預金債権が差し押さえられた場合の差押債務者の保護としては、民事執行法153条1項に規定される差押禁止債権の範囲変更の申立てによって行うものとされる。この制度においては、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部もしくは一部を取り消すことができるとされている。しかし、この制度のみで差押債務者の保護が十分にはかられるかどうかについては疑問が生じる。まず、差押禁止債権の範囲変更の申立てが認められたとしても、いったん差し押さえられた預金債権が債権者に取り立てられていた場合には、差押債務者の救済手段として差押禁止債権の範囲変更の申立てだけでは意味のないことが指摘されている²⁾。また、そもそも民事執行法上の差押禁止債権の範囲変更の申立てが、差押禁止債権の受給者の権利を広く保護できる実情にあるのかどうかの問題である。差押禁止債権を原資とする預金債権が差し押さえられた場合、差押債務者はまさに当面の生活の糧を失っている状態に置かれる。そのような状況の下で弁護士を頼み、煩雑な手続き等を行なって差押禁止債権の範囲変更の申立てを行うことをどれだけ期待できるであろうか。受給者およびその家族の生活を支えるという、差押禁止債権の存在意義からすればもっと簡易に保護される手段があつてしかるべきであると考ええる。さらに、差押禁止債権の具体例は例えば年金や生活保護費に係わる債権である。その場合受給者は高齢や障害を理由に判断能力の低下している方である場合も少なくない。なかには、このような方々が受給するべき差押禁止債権が、預金口座に振り込まれたその当日に債権者に差し押さえられてしまうということも生じている。一定の地域で一定期間経験を積んだ債権回収担当者であれば、債務者から言葉巧みに振込口座を聞き出し、また年金や生活保護費の振込日を推測することはそんなに難しいことではないようである。このようなケースについても民事執行上の差押禁止債権の範囲変更の申立てによらなければ保護されないというのだろうか。これでは多くの場合において、そのような差押債務者が泣き寝入りしなければならないという結果になってしまうように思われる。

本稿においては、以上のような観点から「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」の問題に考察を加えたいと考える。

2 判例

(1) 差押禁止債権が預金口座に振り込まれて預金債権になった場合には差押禁止債権としての属性を承継しない。

ここでは、差押禁止債権を原資とする預金債権が差押禁止債権としての属性を承継するかという問題について、判例がどのような立場をとっているのか検討を行いたいと考える。

判例は、差押禁止債権が預金口座に振り込まれて預金債権となると差押禁止債権としての性質を原則として承継しないという立場をとっているわけであるが、この立場をとった最高裁判決が最高裁平成10年2月10日判決（金融法務事情1535号64頁、金融商事判例1056号6頁）である。この判決は、信用金庫Y（被告）がX（原告）に対して有する保証債務の履行請求権と、Xの国民年金および労災保険金などの振込みによって生じたXのYに対する預金債権との相殺が争われた事例であるが、この最高裁判決、原審（札幌高裁平成9年5月25日判決・金融法務

2) 吉岡伸一「差押禁止債権が預金債権に転化したときの強制執行、相殺の可否」判例タイムズ1157号79頁（2004年）。

事情1535号67頁、金融商事判例1056号9頁）および第1審判決（釧路地裁北見支部平成8年7月19日判決・金融法務事情1470号41頁、金融商事判例1056号10頁）のいずれの判決も、差押禁止債権が預金口座に振り込まれて預金債権となると差押禁止債権としての属性を原則として承継しないという立場をとり、預金債権を受動債権とする保証債務の履行請求権との相殺を認めている。それぞれの判決の論旨は以下のようなものである。

釧路地裁北見支部平成8年7月19日判決

「たしかに、年金等のように差押ができない旨定められている給付については、それらが受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしかるべきではある。しかしながら、一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したがって、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当である。

証拠〈一中略〉によれば、原告は、本件預金口座を、その開設当初から解約に至るまでの間を通じて、国民年金及び労災保険金の入金のほか、被告金庫以外の金融機関及び生命保険会社からの入金並びに原告自身による金員の預け入れ、キャッシュカードによる引き出し及び保険の掛金の支払い等に多数回利用していたことが認められ、右によれば、本件預金口座は原告の日常の財産管理のためのものであって、国民年金及び労災保険金は本件預金口座に振込まれることにより原告の一般財産に混入し、その識別ができないものとなっているというほかないから、本件預金口座にかかる預金債権は差押等禁止の属性を承継していないというべきである。」として、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権と保証債務の履行請求権との相殺を認めている。

札幌高裁平成9年5月25日判決

控訴審判決においては、第1審判決の論旨をほぼ採用し、差押禁止債権を原資とする預金債権と保証債務の履行請求権との相殺を認めたが、差押禁止債権が預金口座に振り込まれることによって生じる預金債権は、原則として、差押禁止債権としての属性を承継しない理由として第1審において「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。」とされていたものが、「年金等の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の金融機関における預金口座に振り込まれると、それは受給者の当該金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産になると解すべきであるから」という表現に改められている³⁾。

最高裁平成10年2月10日判決

「原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。」として原審の結論を肯定した。以上のように、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると、差押禁止債

3) 長井秀典「金融機関が、国民年金及び労災保険金の振込みにより発生した預金債権を受動債権とし、その預金者に対する債権を自動債権として行った相殺が適法であるとされた事例」平成11年度主要民事判例解説・判例タイムズ1036号77頁（2000年）参照。

権としての属性は承継しないとして、差押禁止債権が転化した預金債権に対して差押えや相殺を認めるのが判例の立場である。

(2) 差押禁止債権を原資とする預金債権について差押えを受けた差押禁止債権の受給者の保護
前述のように差押禁止債権が転化した預金債権に対して差押えや相殺を認めるのが判例の立場であるが、原則として差押えや相殺が認められたとしても、常にすべての差押禁止債権についてこの状態を認めるとすると、受給者およびその家族の生活を根幹から支えるという差押禁止債権の趣旨が根底から損なわれることになる。したがって、預金者である差押禁止債権の受給者の保護としては、民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てによって行うという立場が下級審判例において採用されている。

①東京高裁平成2年1月22日決定(金融法務事情1257号40頁) 要旨

「地方公務員共済組合法五一条、私立学校教職員共済組合法二五条、厚生年金法四一条は、いずれも、右各法に基づく給付を受ける権利は差し押さえることができない旨を定めているから、それに基づく給付が受給者の預金口座に振り込まれて金融機関に対する預金債権となった場合においても、受給者の生活保持の見地からする右差押禁止の趣旨は尊重されるべきであり、右のような預金債権の差押命令は、その取消しを不当とする特段の事情がないかぎり、民事執行法一五三条一項の適用により、取り消されるべきである。」

なお、本決定においては当該差押債権を原則として民事執行法153条1項により差押えが取り消されるべき債権と認定しながら、事案の具体的事情から結果として当該差押命令は取り消されていない。

②東京高裁平成4年2月5日決定(判例タイムズ788号270頁) 要旨

「厚生年金保険法や国家公務員等共済組合法等により差押えができない旨定められている給付について、それらが受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は尊重されるべきである。しかしその救済としては、民事執行法一五三条一項所定の申立てが可能であり、執行裁判所は、債務者から右申立てがなされた場合、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部または一部の取り消しを行うことができるとされているのである。」

なお、本決定の事案においては民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立て自体は行われていない。

③民事執行法153条1項により、差押禁止債権の範囲の変更が認められた事例としては、東京高裁平成12年3月2日決定(判例タイムズ1050号275頁)があるが、本決定においては、債務者が一般的な給与よりもかなり高額な所得を得ていたがそのためにタクシー代や交際費などをみずから負担する必要性があったという、具体的事案の特殊性が考慮され、差押禁止債権の範囲の変更が民事執行法152条1項・旧民事執行法施行令(平成16年改正前)2条所定の範囲より広く認められている。

上記①②③のように、差押禁止債権が預金口座に振り込まれることによって転化した預金債権が差し押さえられた場合の差押禁止債権の受給者の保護としては、民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部もしくは一部を取り消すことによってはかられるとするのが、下級審判例の立場である。

(3) 差し押さえられた預・貯金の原資が差押禁止債権であると識別可能な場合に当該差押え

を違法であるとした判決

前記(1)(2)の構成によるのではなく、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押自体を違法とし、差し押さえられた預金債権のうち差押禁止債権を原資とする部分についての返還を命じた判決として東京地裁平成15年5月28日判決(金融法務事情1687号44頁)がある。この判決は、債権者Y(被告)が、大部分が債務者X(原告)の年金が振り込まれたものである郵便貯金債権に対して強制執行を行い、それに対してXが民事執行法153条1項により債権の差押命令の一部取消しの申立てをし、支払いを禁止する旨の命令を得たが、Yによる取立てがXの申立てに先行していたという事実を前提に、Xの年金を原資とする貯金債権からYが取り立てた金銭は不当利得に当たるとして、Xが返還を求めたという事案であるが、次のように判示した。

[判旨]

「年金に対する差押えが禁止された趣旨を全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後の年金自体に対する差押えも許されるべきものではない。そして、年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れている場合にも、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押えと同視すべきものであって、当該預・貯金債権に対する差押えは禁止されるべきものというべきである。〈一中略〉年金が原資となっていることが識別・特定し得る預・貯金債権につき、強制執行が許されるというためには、前説示したところに従い、年金受給権者が別の財産を所有し、これを費消して生計を立てているが、当該財産が隠匿されるなどしているため、強制執行が可能な、顕在化している財産としては、年金を預け入れた預・貯金しかないという事情を証明すべきものであって、別の財産それ自体が潜在的には存在すると推認し得る場合でないのに、年金を預け入れた預・貯金に対する強制執行が許されるという趣旨であれば、被告の主張は、年金に対する差押えを禁止した法の趣旨を否定するに等しく、首肯することができない。〈一中略〉本件貯金債権が年金を預け入れたものであることを被告が認識していなかったとしても、その違法であることに変わりはなく、そのような違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はないというべきであるから、被告は、本件貯金債権から回収した一三三万五〇五三円(本件貯金債権のうち年金の預入れ部分)を原告に返還すべきものである。」

(4) 小括

以上の判例にみられたように、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると、差押禁止債権としての属性は承継しないと、差押禁止債権が転化した預金債権に対して差押えや相殺を認め、差押禁止債権の受給者の保護としては、民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部もしくは一部を取り消すことによってはかるとするのが、判例の立場である。

ここでひとつ検討しなければならないのは、(1)においてみた最高裁平成10年2月10日判決と(3)の東京地裁平成15年5月28日判決の整合性をどのように考えるかということである。最高裁判決が、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると、差押禁止債権としての属性は承継しないとしているのに対して、東京地裁判決は、預貯金の原資が差押禁止債権と識別できる場合には預貯金の差押えは差押禁止債権の差押えと同視すべきで、預貯金の差押えは違法であるとしている。この両者の関係については、前掲の最高裁平成10年判決の事案では預金口座に年金以外の入金も多く預金の原資が年金であると識別できない状況であった

のであるから、両判決は必ずしも矛盾しないとする見解がある⁴⁾。

3 学説

ここでは、本稿の論点についての学説をみていきたいと考える。

(1) 判例と同様の立場をとる見解

まず、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると、差押禁止債権としての属性は承継せず、差押禁止債権が転化した預金債権は差し押さえることができると考え、差押禁止債権の受給者の保護としては、民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てによるとする、判例と同様の立場をとる見解がある⁵⁾。この立場をとるものが多数であり通説的な見解であるとされる。

この見解が、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると差押禁止債権としての属性は承継しないとす根拠としては、差押禁止債権とそれが口座に振り込まれた預金債権とは形式的な法的性質が異なるとか⁶⁾、2(2)②の東京高裁の決定を引用して、差押禁止債権が口座に振り込まれた預金債権の差押えの申立てがあった場合に執行裁判所が当該預金債権の原資が差押禁止債権であることを知ることは困難であるし、民事執行法153条1項の申立てがない時点で、当該預金債権の原資が差押禁止債権であるかどうかを考慮して差押えの当否や範囲を制限することは適当でないということ⁷⁾が指摘されている。

(2) 差押禁止債権が振り込みにより預金債権に転化しても差押禁止債権としての属性を承継する見解

つぎに、差押禁止債権は預金口座に振り込まれ預金債権に転化しても差押禁止債権としての属性を承継する見解がある⁸⁾。この見解は、差押禁止債権を原資とする預金債権に対しても差押禁止債権としての法的保護を与えないと、受給者やその家族の生活の基盤を支えるという差押禁止債権の趣旨がないがしろにされてしまうことを問題視しているものと解される。

(3) 差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えの問題を主として立法論で解決しようとする見解

ここでは、判例や通説的な解釈では差押禁止債権の受給者である債務者の保護が十分にはは

4) 吉岡・前掲 注2) 80頁。前掲金融法務事情1687号東京地裁平成15年5月28日判決のコメント参照。

5) 諸星聖臣「口座振込み等によって形を変えた差押禁止債権に対して差押命令が発せられた場合の効力はどうか。」東京地裁民事執行実務研究会編・債権執行の実務(民事法情報センター、1992年)75-77頁、松丸伸一郎「給与債権等の差押禁止と差押禁止範囲の変更」東京地裁債権執行等手続研究会編・債権執行の諸問題(判例タイムズ社、1994年2刷)83、85頁、竹下守夫・民事執行法の論点(有斐閣、1985年)229頁、中野貞一郎・民事執行法(新訂4版)(青林書院、2000年)571頁等。

6) 諸星・前掲 注5) 75頁。

7) 松丸・前掲 注5) 83頁。

8) 宮脇幸彦・強制執行法(各論)(有斐閣、1978年)104頁、長尾治助「高齢者保護とレンダー・ライアビリティ(上)」NBL571号(1995年)9頁以下。なお、宮脇・前掲書104頁は、差押えが禁止される預金債権の範囲について「給料の銀行振込があった後における原則的な差押禁止の範囲については、差押の日から時期の支払日までの日割計算によるべきである」としている。

かれないとして、立法論的な解決を主張する見解についてみたいと考える。

①まず、金融機関が差押禁止債権の受給者である債務者に対して有する債権を回収するために差押禁止債権を原資とする預金債権を受動債権として相殺する場合について、一定期間相殺を禁止する旨の立法をすべきとするものがある⁹⁾。この説は、ドイツ社会法を参考に行っているものであるが、そのように考える根拠としては、差押禁止債権が預金口座に振り込まれてから一定期間はその預金債権においても生計維持のための性質が強いのでこれを保護するべきで、一定期間経過後の預金債権については一般財産化したとして相殺を認めるべきだとする。

②つぎに、差押禁止債権を原資とする預金債権についても差押を禁止する立法化が望ましいとするものがある¹⁰⁾。この見解は、差押禁止債権を原資とする預金債権についても差押を禁止すべき範囲について、上記①のように預金口座への入金後一定期間は入金額の差押えを禁止する方法や、次期振込みまで相当分とか原則として1ヶ月差押禁止を認めるという方法など、時間的または物的に何らかの形で禁止の範囲を特定するべきとしている。

③さらに、差押禁止債権を原資とする預金債権についても差押を禁止する立法化が必要であるとし、その方法としては、差押禁止債権の預金口座への入金後一定期間は入金額の差押えを禁止するという方法ではなく、差押禁止債権を原資とする預金債権が差し押さえられた日から次の差押禁止債権が預金口座に振り込まれるまでの日数に対応する差押禁止債権の金額を差押禁止の対象にすべきであるとする見解がある¹¹⁾。この見解は、ドイツ民事訴訟法を参考に行っているものであるが、差押禁止債権の預金口座への入金後一定期間は入金額の差押えを禁止するということになると、その期間内に預金債権を差し押さえられた債務者が預金全額を引き出して消費してしまうかもしれないということの問題であると捉え、したがって期間ではなく必要額という点から、差押禁止債権を原資とする預金債権について差押えを禁止すべき範囲を考えている。

④4つ目に、基本的には、立法による解決が必要であるとしながら、判例の立場のように民事執行法153条によって預金債権について差押えを受けた差押禁止債権の受給者を保護する場合の、差押えが禁止される預金債権の範囲については、「債務者の支払日に受けるべき給付、すなわち、使用者から給料が支給される場合には、その給料（基本給と諸手当、ただし通勤費、出張旅費等の実費支給金は含まない）から源泉徴収される給与所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた手取額が特定され、そして、債権者及び債務者の側からの一五三条の申立てによる範囲の変更がなければ、その手取額の四分の三に相当する部分を基礎にして、支払期間全体に対する次期の支払期日までの期間の時間的な割合に相当する金額が、差押えの一部取消により債務者に保留される」とする見解がある¹²⁾。この見解は、さらにドイツ民事訴訟法を参考に、「取消の裁判が行われるまでの債務者及びその家族の生活の必要を確保するためには、差押えを予め取り消す必要がある。すなわち、裁判に至るまでその他の資産を利用することができず、緊急に必要な生活費の支出を行うことができない場合には、裁判により保留が見込まれる金額を上回らない範囲で、予め差押えを取り消す制度を設けるべきである。」としている。

9) 伊藤進「金融機関の信用供与債権と年金等の振込を原資とする預金債権との相殺について」金融法務事情1546号(1999年)66-67頁。

10) 山本和彦「銀行口座に振り込まれた年金に係る預金債権を受動債権とする相殺」社会保障判例百選[第3版](別冊ジュリスト153号・2000年)83頁。

11) 上原敏夫・債権執行手続の研究(有斐閣、1994年)200頁。

12) 内山衛次「預金債権の差押制限—ZPO八五〇条kを手がかりとして—」大阪学院大学法学研究19巻1・2号(大阪学院大学法学会、1993年)31-36頁。

なお、この見解は、預金債権の差押制限については債務者の申立てが必要であるとし、その根拠としては、民事執行法155条1項により、債務者に対する差押命令の送達後1週間は民事執行法153条による差押命令の取消しを申立てできるのであるのだから問題はないとしているが、差押禁止債権の受給者を考えた場合には、「1問題の所在」で述べたように高齢や障害を理由に判断能力の低下している方が年金や生活保護費を受給しているというケースも多く含まれる。このことからすると、差押えの取消しを申立てできる期間が1週間では明らかに短いように思われる。

⑤最後に、基本的には、ドイツやフランスの制度を参考にしながら立法的手当てが必要であると主張し、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えや相殺に関する現在の制度については「非事業者の預金債権の差押・相殺に関しては、直前給料日前日の残高の限度で、差押可能範囲、したがって相殺可能範囲を画する運用を提唱したい。」とする見解がある¹³⁾。現行制度に対してこのような解釈を試みる根拠としては「給与も銀行振込により一般財産に混入することで差押禁止の属性がなくなるという理屈は、関係者の審尋もせず差押命令を発する執行裁判所としては預金の原資を吟味しうる構造にはない差押の場面では、ある程度やむをえないかもしれない。しかし、相殺に関しては、預金債権を受動債権とし、貸金債権を自動債権とする相殺を試みうるのは金融機関であるが、おそらく差押とは状況が異なろう。というのも、金融機関は顧客の口座に振り込まれる給与の実態をほぼ完全に把握できる立場にあり、差押債権者が預金の原資を知りえないのとは違っていよう。加えて、銀行振込による一般財産への混入とはいうものの、収入源の限られている消費者、非事業者にとっては、預金の原資といえば、差押が禁止される給与や年金のほかには通常ありえまい。つまり、消費者の預金債権の原資は、ほとんど定型化しているのである。これを原資を知り得ないので差押を認めるというのは、いささか形式論にすぎよう。消費者の実態から考えて、振込額の差押禁止趣旨が解消し一般財産へ混入したと言いうるには、少なくとも一ヶ月の期間をおくべきではなからうか」としている。

なお、この見解が、参考とした旧民事執行法131条3号の規定では、「標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める金額」が差押禁止動産の範囲として定められていたが、現行の民事執行法131条3号ではその期間が「二月間」と改められている。

3(3)においてみてきたように、現在の判例・通説の考え方では、差押禁止債権を原資とする預金債権について差押えを受けた債務者の保護としては十分ではないという分析から、立法的措置を講ずることにより解決をはかるべきであるとする主張が多数なされている¹⁴⁾。

4 考察

(1) 民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立ては、差押禁止債権を原始とする預金債権について差押えを受けた債務者の保護として十分か。

本稿の論点を考察するに当たっては、まず、判例・通説の立場のように、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると差押禁止債権としての属性は承継せず差押禁止

13) 佐藤鉄男「給与振込による預金債権の差押と相殺」今中利昭先生還暦記念論文集「現代倒産法・会社法をめぐる諸問題」(民事法研究会, 1995年) 207-215頁。

14) 3(3)で紹介したもののほか、差押禁止債権の受給者である債務者の保護のためには立法的な解決をはかる必要があるとする見解としては五十部豊久・鈴木忠一, 三ヶ月章編「注解民事執行法(4)」513-514頁(第一法規出版, 1986年2刷)などがある。

債権が転化した預金債権については差押えができると考え、差押禁止債権の受給者の保護としては民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てによるとした場合に、差押禁止債権の受給者である差押債務者の保護として十分なかを検討しなければならない。そして、判例・通説の考え方には次のような指摘がなされている。

①まず、差押禁止債権を原資とする預金債権が差押えだけでなく既に差押債権者により取立てもなされていたという場合には、民事執行法153条1項の申立てだけでは差押禁止債権の受給者である差押債務者の保護ははかれず、差押禁止債権の受給者保護という趣旨が実現されないとする指摘がある¹⁵⁾。この指摘は、差押禁止債権を原資とする預金債権が受動債権として相殺される場合に、特に意味を持つと考えられている。しかし、債権者は差押命令の債務者への送達から1週間で取立てが可能になるのであるから（民事執行法155条1項）、債務者において民事執行法153条1項の申立てが可能なのは最短で1週間ということになる。したがって、ここでの指摘は差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えの場合にも十分に当てはまると考える。事実、取立てが民事執行法153条1項の申立てに先行した2(3)の東京地裁判決では債権執行自体が違法とされ、債務者から債権者への不当利得返還請求を認めるという手法により差押禁止債権の受給者である債務者の保護がはかられている。

②つぎに、民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立ては法律に詳しい債務者でなければ実際上使用することができず、債務者の保護としては不十分であるとの指摘がある¹⁶⁾。差押禁止債権を原資とする預金債権について差押えを受けた債務者が民事執行法153条1項の申立てにより救済を受けるには「まず、差押禁止債権の入金状況等の資料等を提出して、預金原資が差押禁止債権であることを証明する。差押禁止債権範囲変更の申立ては、債権者の取立権の効力を失わせないため、さらに、執行裁判所に、申立てに対する裁判の効力が生じるまでの間、第三債務者に対し、支払その他の給付の禁止を命じてもらう必要がある（民執153条3項）。また、差押命令とともに転付命令の申立てがされている場合、差押禁止債権範囲変更の申立てとともに、執行裁判所に対して仮の支払禁止命令の職権発動を求め、その発令を理由として、転付命令に対し執行抗告を申し立てる必要がある。これにより、抗告裁判所は、執行停止文書の提出を理由とする執行抗告に準じて、執行抗告についての裁判を留保する（民執159条6項）。結局、差押命令と転付命令とが同時に発令される場合、債務者は、差押命令・転付命令の送達日から1週間以内に、証明資料を準備し、差押禁止債権範囲変更の申立てをし、仮の支払禁止命令を得て、転付命令に対する執行抗告の申立てをすべきである」¹⁷⁾とされている。このような、複雑で煩雑、かつ緊急を要する手続きが債務者に要求されていることは、貸金業者や金融機関といった法的な知識を十分に有した債権者と一般的に法律に明るくない差押禁止債権の受給者である債務者とが当事者として対峙する場面においては妥当でないように思われる。

以上のように、判例・通説の、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると差押禁止債権としての属性は承継せず差押禁止債権が転化した預金債権については差押えができるとし、差押禁止債権の受給者の保護としては民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てによるとする考え方は、差押禁止債権の受給者である債務者の保護としては十分に機能していないのは明らかであるように思われる。したがって、3(3)においてみた、

15) 吉原・前掲 注2) 79頁、五十部・前掲 注14) 513頁。

16) 高田賢治「差押禁止債権(1)一意義」(東京高裁平成4年2月5日決定評釈)民事執行・保全判例百選(別冊ジュリスト177号・2005年)141頁、江崎加奈「差押禁止債権が振り込まれた預金債権」西岡清一郎、畑一郎、上田正俊編「民事執行の実務—債権執行編(上)」(金融財政事情研究会、2003年)159頁。

17) 高田・前掲 注16) 141頁。なお、江崎・前掲 注16) 157-159頁参照。

差押禁止債権の受給者の保護を立法論として解決しようと試みる多くの学説のように、差押禁止債権が預金口座に振り込まれても引き続き差押えが禁止される預金債権の範囲が適切な内容でかつ客観的に特定されるかたちで法改正がなされ（当然、そのような預金債権に対する差押えは違法となる）、そのことによって、より簡易に差押禁止債権の受給者の保護がはかれるようになることが最も望ましいと考える。

もちろん現状において立法的な解決がなされていないことについては、「差押えの申立てがされた段階で、執行裁判所が、その預金債権が給料の振込みに係るものであるか否かを知ることが困難である上、給料振込口座に係る預金債権であっても、その口座への入金には、給料振込み以外の原因によるものも含まれることがあり、当該預金債権のうち差押禁止とすべき部分を特定することも困難であること」¹⁸⁾がその理由であるとされている。しかし、このような理由があったとしても現状の放置は許されないものと考えている。現在は差押禁止債権が預金口座に振り込まれれば差押禁止債権としての属性は原則として承継しない。したがって、そのような預金債権に対して差押えを行うことは適法である。しかも、差押禁止債権の受給者である債務者の保護として機能すべき民事執行法153条1項は十分に役割をはたしているとはいえない。この現状は、既に述べた、高齢や障害を理由に判断能力の低下している方が受給している年金や生活保護費といった差押禁止債権が、預金口座に振り込まれたその当日に債権者による差押えがなされて、一定期間経過後取り立てられてしまうといった結果まで生じさせてしまっているのである。司法制度が一定限度のコストと労力を割くことを前提にしてでも法改正による解決を検討すべきであると考えている。

(2) 債権者が差押禁止債権を原資とする預金債権であることを認識して行う差押えの排除

前述のとおり本稿の問題については、差押禁止債権が預金口座に振り込まれても引き続き差押えが禁止される預金債権の範囲が適切な内容でかつ客観的に特定されるかたちで法改正がなされ、そのことによって、より簡易に受給者の保護がはかれるようになることが最も望ましいと考える。しかし、現状においてそのような法改正が行われていないのも事実である。したがって、既に述べた、高齢や障害を理由に判断能力の低下している方が受給している年金や生活保護費といった差押禁止債権が、預金口座に振り込まれたその当日に債権者による差押えがなされて、一定期間経過後取り立てられてしまうといった結果まで生じてしまっている状況は変わっていない。

このような状況に対処しなければならないのは緊急の課題であると考えてるので、立法的な解決がはかられない状態が続く間は、必要最小限の問題解決のために、次のような解釈を提案する。基本的には、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えを限定的に違法とした、2(3)の東京地裁平成15年5月28日判決をさらに進めるべきであると考えている。

①まず、差押禁止債権を原資とする預金債権も差押禁止債権としての属性を承継し、その預金債権に対して行われる差押えは違法なものであると考える。東京地裁平成15年5月28日判決は「当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるとき」という条件を、差押えを違法と判断するについて要求しているが、識別・特定が可能であるか否かに係らず、差押えを違法とする。当然、民事執行法153条1項の申立てに債権の取立てが先行しているかどうかも問わない。

②しかし、差押禁止債権を原資としない預金債権に対して差押えがなされる場合もあり、差押えを行う時点で預金債権の原資が差押禁止債権であると認識できない状況であった場合に

18) 谷口園恵、筒井建夫・改正担保・執行法の解説（商事法務、2004年）98頁。

は、結果として差押禁止債権を原資とする預金債権に対して差押えがなされることは現行制度上やむを得ないものとする。

③ただし、預金債権に対する差押えがなされた後に預金債権の原資が差押禁止債権であったと判明した場合には、当該差押えは違法なものであったのだから、民事執行法153条1項により差押禁止の範囲が変更され差押えの一部または全部が取り消されたり、また、不当利得として返還請求の対象となるものとする。さらに、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えは違法なものであるのだから、差押禁止債権を原資とする預金債権であることを知りながら、もしくは知るべき状況にありながら債権者が預金債権に対する差押えを行った場合には、差押禁止債権の受給者たる差押債務者からは債権者に対する損害賠償請求も可能なものとする。

以上の解釈は現行の取り扱いを大きく変えるものではないし、不当利得返還請求であるか損害賠償請求であるかによって債務者が受け取る金銭が大きく違ってくるようなことも少ないがもしれない。しかし、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えは違法なものであり、差押禁止債権を原資としている事実を知りながら預金債権の差押えを行えば損害賠償の対象になるということを示すことによる効果を期待するものである。つまり、もともと法律を遵守するつもりのない債権者は別として、法律で許される範囲内で合法的に事業、業務を展開しようとしている債権者に対しては、実質的に差押禁止債権をターゲットにして自己の債権を回収することは許されないと強いメッセージになると考える。結果として、高齢者や障害者が受給している年金や生活保護費といった差押禁止債権が、預金口座に振り込まれたその当日に債権者による差押えがなされて、一定期間経過後取り立てられてしまうといったことは、減少するであろうと期待するものである。

なお、差押禁止債権を原資とする預金債権を受動債権として相殺しようとする金融機関については、金融機関においては預金債権の原資が差押禁止債権であるのかどうかを比較的認識し易いのであるから、差押禁止債権を原資とする預金債権を受動債権として相殺することについては自制的に対応すべきとの指摘が以前からなされているところであるが、上記の解釈はこのことを法的に推し進めることになろう。

5 結び

1-4までの検討から、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押という本稿の論点については、以下のような対応をするべきであると考ええる。

まず、問題の解決にあたって最も望ましいことは、3(3)においてみた、差押禁止債権の受給者である差押債務者の保護を立法論として解決しようと試みる多くの学説のように、差押禁止債権が預金口座に振り込まれても引き続き差押えが禁止される預金債権の範囲が適切な内容でかつ客観的に特定されるかたちで法改正がなされ(当然、そのような預金債権に対する差押えは違法となる)、そのことによって、より簡易に差押禁止債権の受給者の保護がはかられるようになることであると考ええる。既にみた問題の現状から考えて、司法制度が一定限度のコストと労力を割くことを前提にしても法改正による解決を検討すべきであると考ええる。

つぎに、高齢者や障害者が受給している年金や生活保護費といった差押禁止債権が、預金口座に振り込まれたその当日に債権者による差押えがなされて、一定期間経過後取り立てられてしまうといった状況を緊急に排除するために、立法的な解決がはかられるまでの間は次のような解釈を提案する。

①まず、差押禁止債権を原資とする預金債権も差押禁止債権としての属性を承継し、その預金債権に対して行われる差押えは違法なものである。その際、預金債権の原資が差押禁止債権であることの識別・特定が可能であるか否か、民事執行法153条1項の申立てに債権の取立てが先行しているかどうかは問わないものとする。

②しかし、差押禁止債権を原資としない預金債権に対して差押えがなされる場合もあり、差押えを行う時点で預金債権の原資が差押禁止債権であると認識できない状況であった場合には、結果として差押禁止債権を原資とする預金債権に対して差押えがなされることは現行制度上やむを得ないものとする。

③ただし、預金債権に対する差押えがなされた後に預金債権の原資が差押禁止債権であったと判明した場合には、当該差押えは違法なものであったのだから、民事執行法153条1項により差押禁止の範囲が変更され差押えの一部または全部が取り消されたり、また、不当利得として返還請求の対象となるものとする。さらに、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えは違法なものであるのだから、差押禁止債権を原資とする預金債権であることを知りながら、もしくは知るべき状況にありながら債権者が預金債権に対する差押えを行った場合には、差押禁止債権の受給者たる差押債務者からは債権者に対する損害賠償請求も可能なものとする。①—③の解釈を前提に、この問題に対する適法な実務が展開されることを期待する。

なお、差押禁止債権を原資とする預金債権を受動債権として相殺しようとする金融機関については、預金債権の原資が差押禁止債権であるかどうかを比較的容易に認識しうる以上、問題に対する自制的な対応が法的に推し進められることを期待する。